

新ガス系消火設備

新ガス系消火設備は、危険物施設等に設置する消火設備の代替設備として設ける、窒素、IG-55、IG-541、HFC-227ea、又は HFC-23 を消火剤としたものである。

1 技術上の審査

製造所等へ新ガス系消火設備を設置する場合は、危政令第 23 条の規定を適用することを要し、適正な機能、性能等を有するか否かについては、新ガス系消火薬剤の消火性能及び毒性、製造所等における危険物の貯蔵又は取扱い形態、消火設備の設置方法等の資料に基づき、設置される製造所等ごと個別に判断する必要がある。ただし、次に掲げる形態にあつては、施行令第 16 条、同第 17 条、施行規則第 19 条、同 20 条を準用するものとする。

なお、いずれも(第三者機関において性能評価された場合を含む。)基準の特例として設置(変更)許可申請に必要な書類が添付されていること。

- (1) 屋内タンク貯蔵所のうち、危政令第 12 条第 1 項又は第 2 項に規定するもので常温常圧の状態で危険物第四類の灯油、軽油又は重油を貯蔵するもの。
- (2) 危政令第 19 条第 2 項に規定する一般取扱所のうち、危規則第 28 条の 54 第 3 号に規定するボイラー、バーナーその他これらに類する装置により危険物を取り扱うもので、危規則第 28 条の 57 第 2 項又は第 3 項の基準に適合するもの(ただし、ボイラー、バーナー等の多量の火気を使用する装置は、窒素消火設備、IG-55 消火設備又は IG-541 消火設備を設置する場合に限る。)。

2 性能評価

事務の合理性及び信頼性の知見等から、第三者機関による評価制度を活用し、危政令第 23 条の規定を適用するか否かを判断することができるものとする。